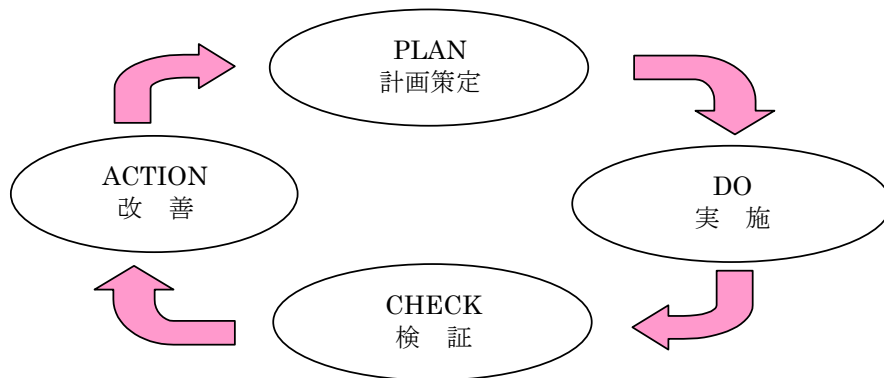


《 行政評価の実施概要 》

新温泉町では、厳しい財政状況、多様化する住民ニーズへの対応が求められるなか、持続可能な財政基盤と住民満足度の高い行政体制が確立できるよう行財政改革を推進する手段の一つとして、平成18年度から行政評価に取り組んでいます。

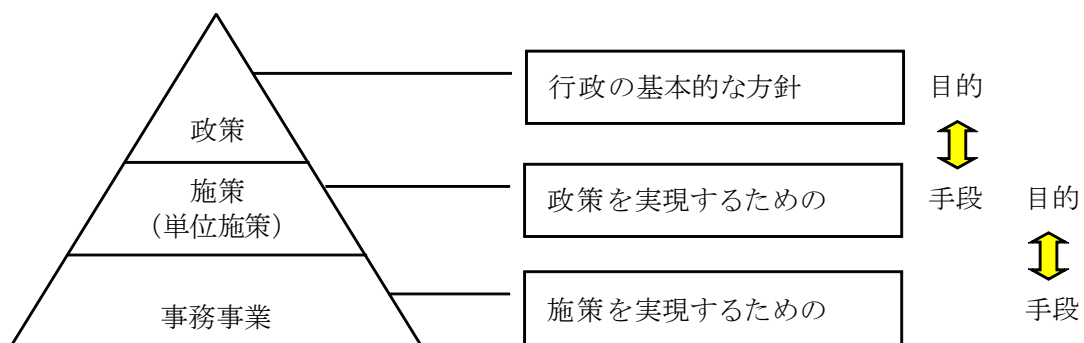
1 行政評価とは

行政評価とは、行政が行う施策や事業を「最少の経費で、いかに魅力的なまちづくりが達成されているか」という視点で客観的に評価・検証を行うもので、Plan-Do-Check-Action というマネジメントサイクルのCheck-Actionに相当し、より効果的・効率的な町政、住民にわかりやすい町政の運営をめざすものです。



2 評価対象について

総合計画に基づく政策－施策－事務事業の三層の構造においては、これらが相互に「目的」－「手段」の関係をもちながら一つの体系を形成しており、新温泉町においては、このうちの事務事業を対象とした「事務事業評価」と、施策（単位施策）を対象とした「施策評価」を実施しています。



3 「事務事業評価」について

(1) 評価目的

- ①事務事業の改善
- ②職員の意識改革
- ③住民への説明責任の向上

(2) 評価主体

事務事業評価は、全員参加型の改革改善運動に結びつけるため、まず、担当者が評価シートを作成し、その後、所属長が責任をもって一次評価を行います。そして、この担当部署による一次評価の後に、庁内に設置している行政評価委員会による二次評価を行い、最終評価します。

なお、平成23年度からは、施策評価の試行での実施に伴い、事務事業評価の二次評価に替えて、施策評価の二次評価において、その評価内容を点検しています。

(3) 評価基準

事業の現状をあらゆる活動指標や、事業成果、達成度をあらゆる成果指標を設定し、4つの視点（必要性、有効性、達成度、効率性）に基づく個別評価を行い、その評価をもとに、A、B、C、Dの4段階による総合評価を行います。

また、総合評価の結果を踏まえ、「継続」、「内容拡大」、「事業のやり方改善」、「内容縮小」、「抜本的見直し」、「休止」、「廃止」、「終了」の8区分により次年度の方向性を示します。

4 「施策評価」について

(1) 評価目的

- ①総合計画の進捗管理
- ②事務事業の効果的な推進

(2) 評価主体

施策評価は、各施策を主として所管している課長（主管課長）が関係課長と調整しながら一次評価を行い、その後、庁内に設置している行政評価委員会による二次評価により、最終評価します。

(3) 評価基準

施策の成果をあらゆる成果指標を設定し、成果目標と現状との比較、他市町との比較、住民の期待との比較等による達成度、指標分析を行い、A、B、C、Dの4段階による総合評価を行います。

また、総合評価の結果を踏まえ、「重点化」、「維持」「改善」、「縮小」の4区分により今後の方向性を示します。